

秋田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、
包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該
監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
を次のとおり告示する。

令和4年5月31日

秋田市監査委員 島 崎 正 実

秋田市監査委員 高 井 宏 司

秋田市監査委員 菅 原 琢 哉

秋田市監査委員 三 浦 清

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所

須 賀 豊 彦

千葉県松戸市下矢切350番地の12

守 泉 誠

東京都世田谷区成城八丁目15番7号 成城キャッスルI-107

加 藤 聡

東京都世田谷区喜多見八丁目17番13号 カーサビアンカ301

鈴木 崇 大

青森県弘前市大字城南五丁目3番地21

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和4年6月1日から令和5年3月31日まで